

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年3月15日付け大健福第5688号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 21 年 9 月 29 日付け大健福第 2843 号に
より行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 9 月 15 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例
第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「市民の声
No. 0920-20055-001-01 に関する全ての文書の公開を求める」旨の公開請求（以下「本
件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、条例第 10 条第 1 項に基づき、「市民の声
No. 0920-20055-001-01 に関する決裁の写し」（以下「本件文書」という。）を特定した
上で、別表の（か）欄に記載のとおり一部を公開しない理由を付して、本件決定を行
った。

なお、本件請求に記載される「市民の声」とは、本市に寄せられた行政に関する
苦情・要望・相談・問合せ・意見・提案等について、受付情報、申出人、受付内容を
「市民の声データベースシステム」に入力し、処理カードを出力、所属長決裁を行っ
た上で、本市の担当部署において回答又は供覧を行う制度のことである。

「市民の声No. 0920-20055-001-01」（以下「本件市民の声」という。）とは、
平成21年9月1日付けで寄せられた執務室の照明等の消灯に係る意見について健
康福祉局総務担当が、上記制度に基づいて処理した内容である。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 10 月 28 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、平成 21 年 9 月 15 日に本件請求を行い、同年 9 月 29 日付け本件決定通知書を同月 30 日に受け取った。同日、公開の実施場所（大阪市役所 1 階市民相談室）の閉室後、本市健康福祉局総務部総務担当係長より、情報提供という形で、本件文書入手した。しかし、この文書には「公開しないこととした部分＝氏名及び住所」が書かれており（黒塗りされておらず）、後日（同年 10 月 13 日）、同係長にこれは個人情報の漏洩ではないかと指摘し、判断の回答を求めた。

これに対し「市民の声 No. 0920-20069-001-01」で同年 10 月 24 日に回答があったが、以下の点で疑義がある。

- (1) 回答文中、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）第 48 条に基づく本人からの申出と主張しているが、異議申立人は保護条例第 18 条第 2 項が求める本人であることを示す書類の提示及び提出もしておらず、手続き上不備があり、この回答は、詭弁である。
- (2) 平成 21 年 9 月 29 日付け本件決定に基づく本件文書は、通知書を提示したら、いつでも見られる状態にあるべきであり、それを翌日に見た時に、なぜ、黒塗りされるべき個人情報が公開されるのか。
- (3) 当事者は、平成 21 年 4 月に総務担当係長になったばかりであり、情報公開制度の研修を受けているのか。実施機関は、人員配置及びその資質を十分に勘案しているのか。
- (4) 実施機関が個人情報を守れないなら、本件、全部公開してもらって結構（保有個人情報の本人からの声）である。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定の理由

実施機関は、申出人の氏名及び住所は個人に関するものと判断し、条例第 7 条第 1 号に該当するとして、その内容を公開しないこととしたものである。

本件文書は、個人の氏名及び住所に関する情報が含まれ、当該情報そのものにより、特定の個人が識別される情報であることは明白であり、条例第 7 条第 1 号本文の特定の個人を識別することができるものに該当するものである。

続いて、条例第 7 条第 1 号ただし書アの該当性について述べる。

本市では、「市民の声」として寄せられる意見等をホームページ上に掲載することにより、広く市民と情報を共有し、市民の市政への理解や関心を深める取組を行っている。しかしながら、市民の声の内容から、個人が類推・特定されるおそれがあるものや市民の声の意見・回答内容を公表することが適当でないと判断されるものについ

ては、公表しないこととしている。いずれにしても、本市ホームページ等に申出人の氏名及び住所などの個人情報公表することはない。したがって、本件文書である市民の声における申出人の氏名及び住所は、これらの個人情報を慣行として公にされている事実、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないから、ただし書アに該当せず、その性質上、ただし書イ及びウにも該当しない。

以上のことから、特定の個人を識別できる情報であって、条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないため、条例第7条第1号に該当する。

2 情報提供

平成21年9月30日に、異議申立人から、実施機関が本件市民の声に対する回答として本件請求直前に異議申立人に対して郵送している回答文書を含む本件文書について、情報提供の依頼があった。

異議申立人は本件市民の声の申出人であり、本人確認ができたことから、保護条例第48条に基づき、保有個人情報の本人から当該保有個人情報の取扱いの状況について、情報提供の依頼の申出があったものとして扱ったものであり、当該申出に応じて提供したところである。

このことについては、平成21年10月13日、異議申立人から、情報提供を受けた本件文書については、個人情報の漏洩ではないかという質問を受け、市民の声として回答を求められ、平成21年10月23日付けで回答（市民の声No. 0920-20069-001-01）を行った。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書として実施機関が特定したのは「市民の声 No. 0920-20055-001-01 に関する決裁の写し」である。また、本件文書において非公開とされた情報は、処理カードに記載される申出人の氏名及び住所、並びに、回答文書に記載される申出人の氏名で

ある。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第1号を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、情報提供の際に実施機関の手続きが適切に行われなかったことから、本件決定を取り消し、本件文書全てを公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、異議申立人が全部公開を求めている本件文書の条例第7条第1号該当性のほか、異議申立人が問題としている実施機関の情報提供に係る手続き上の違背が、本件公開の範囲に影響を与えるか否かについてである。

4 条例第7条第1号該当性等について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第1号該当性の検討

実施機関は、本件文書に含まれる氏名及び住所について、公開することにより、特定の個人が識別できるなどとして、条例第7条第1号該当性を主張している。

当審査会が本件文書を見分したところ、本件文書に記載される氏名及び住所は、本件市民の声の受付の際に、申出人へ回答文書を送付するために収集した申出人の氏名及び住所であった。

当該情報は、個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められる。また、一般的に市民の声を申し出た申出人の氏名及び住所などの個人情報をも本市ホームページ等で公にするような慣行は存在せず、これらの情報を慣行として公にしている事実が認められないことから、ただし書アに該当せず、その性質上、ただし書イ及びウにも該当しないと認められる。

(3) 情報提供に係る手続きについて

当審査会が確認したところ、実施機関が主張するとおり、平成21年9月30日に、実施機関は、本件決定において非公開とされた情報も含む本件文書を異議申立人に

対して情報提供している。

実施機関によれば、当該情報提供の際、異議申立人から情報提供を求める根拠となる制度について、「情報公開制度」か、もしくは「保有個人情報開示制度」であるかの明確な意思表示はなく、かつ、実施機関もその確認を行わなかったとのことである。

そもそも、情報公開制度は、前記第5の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度である。

本件において異議申立人は、実施機関に情報提供に係る手続き上の違背があったと主張し、それを理由に本件文書の全部公開を求めているが、情報公開制度では、公開請求者が誰であるかにかかわらず公開される文書は同一であり、異議申立人への個別の情報提供をもって、慣行として公にされているとは言えず、本件公開の範囲が左右されるものではない。したがって、実施機関の判断は妥当であると認められる。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

別表

(あ)	諮問書	平成 22 年 3 月 15 日付け大健福第 5688 号
(い)	決定	平成 21 年 9 月 29 日付け大健福第 2843 号 部分公開決定
(う)	請求日	平成 21 年 9 月 15 日
(え)	公文書の 件名	市民の声 No. 0920-20055-001-01 に関する決裁の写し
(お)	公開しないこととした部分	氏名及び住所
(か)	上記の部分 を公開しない理由	条例第 7 条第 1 号に該当 (説明) 氏名及び住所は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないため
(き)	異議申立て年月日	平成 21 年 10 月 28 日
(く)	担当	健康福祉局総務担当

(参考) 答申に至る経過

平成 21 年度諮問受理第 24 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 3 月 15 日	諮問
平成 22 年 4 月 12 日	実施機関理由説明
平成 22 年 4 月 20 日	異議申立人から意見書の提出
平成 22 年 7 月 12 日	審議 (論点整理)
平成 22 年 8 月 23 日	審議 (論点整理)
平成 22 年 9 月 27 日	審議 (答申案)
平成 22 年 10 月 13 日	審議 (答申案)
平成 22 年 10 月 25 日	審議 (答申案)
平成 22 年 11 月 15 日	答申